

岩手県告示第 937 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 9 月 29 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
もりおか胃腸科内科クリニック	盛岡市中ノ橋通二丁目 3 番 2 号	平成 18 年 8 月 31 日
金沢内科小児科医院	盛岡市上堂一丁目 19 番 87 号	平成 18 年 9 月 8 日